

駐車場利用要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、駐車場管理細則第7条に基づき、駐車施設の円滑で公正な利用を目的として定める。

(利用自動車の規格)

第2条 駐車施設の安全性および耐久性の観点から、駐車施設を利用できる自動車の重量等を次のとおり規定する。

	A～I 駐車場	J・K 駐車場
車両重量	2,000kg以下	
長 さ	4.85m以下	
幅	1.95m以下	1.85m以下
高さ（上段）	2.10m以下	
高さ（下段）	1.65m以下	

2. 駐車場の利用申込みに際し、理事会は別途利用者から求めた車検証の写しにより自動車の規格について審査を行う。

(登録手続)

第3条 利用者は、駐車施設を利用する自動車を理事会へ登録するものとする。登録後、利用する自動車に変更がある場合は、直ちに理事会に届け出るものとする。

2. 自動車の登録は、毎年、利用場所決定時に提出する「駐車場利用申込票」（別紙）により行う。

(利用場所の決定)

第4条 駐車場の利用者が利用する駐車場施設の場所は、毎年全利用者に依る抽選で決定する。ただし、身体障害者等に対しては、別に定める「駐車場優先選定要綱」に則り、且つ理事会の決定により、優先的に場所を定めることができる

2. 抽選は、原則として、毎年3月第2日曜日に実施する。抽選終了後は、速やかに新しい利用場所へ自動車を移動させる。
3. 抽選後、利用者同士で利用場所の交換を行った場合は、速やかに理事会へ届け出る。

(付 則)

この要綱は、令和3年5月16日から施行する。